

災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

◎地震発生時の措置

1	大地震（震度 5 弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止 (状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。) 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度 4 以下の地震が発生の場合	
	幼稚園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるか どうか判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

◎警報発表時の措置

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

※ただし、警戒レベル 3～5（洪水）が茨木市内に発令された場合は休園となります。

（次ページ or 裏面参照）

1	午前 7 時の時点で「警報発表」の場合	自宅待機
2	午前 9 時までに警報解除の場合	登園（平常保育）
3	午前 9 時に警報が解除されていない場合	臨時休園

※ 保育中に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。幼稚園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

◎警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり５段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難情報に関するガイドライン」が改定され、令和３年５月２０日（木）より運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生・切迫している状況。 命が危険な状況のため直ちに身の安全を確保する。	市町村が発令
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
警戒レベル 4	避難指示	避難準備をしておく。 災害が発生する危険が高まっている状況。 速やかに避難先に避難する。	
警戒レベル 3	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢の方や障害のある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難をする。その他の人は避難の準備を整える。	
警戒レベル 2	気象注意報 等 災害に対する注意が高まってきた段階	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	

※休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、

- ・上記警戒レベル３～５（洪水）が茨木市内に発令された場合は休園となります。
- ・保育中に警戒レベル３～５が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
- ・自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

★表記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。（そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします）

★やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。